

クリーニング業法施行細則

昭和29年 3月 1 日
規則第 8 号

改正	昭和29年 4月12日規則第16号	昭和30年12月 8 日規則第45号
	昭和31年 1月23日規則第 1 号	昭和33年 1月16日規則第 2 号
	昭和35年 4月 1 日規則第15号	昭和35年 6月16日規則第42号
	昭和39年10月 8 日規則第91号	昭和41年 8月15日規則第46号
	昭和51年 9月13日規則第36号	昭和54年10月 1 日規則第35号
	昭和58年 3月28日規則第15号	昭和58年12月28日規則第45号
	昭和59年 5月 1 日規則第23号	昭和60年 9月30日規則第32号
	昭和61年 3月17日規則第 3 号	平成元年 3月27日規則第 6 号
	平成 2 年 3月15日規則第 2 号	平成 4 年 3月30日規則第21号
	平成 7 年 3月30日規則第16号	平成 9 年 3月31日規則第20号
	平成10年 3月30日規則第 7 号	平成11年 3月31日規則第26号
	平成12年 3月30日規則第19号	平成13年 3月29日規則第19号
	平成14年12月26日規則第55号	平成17年 2月28日規則第 4 号
	平成31年 3月11日規則第 4 号	令和 2 年12月14日規則第61号
	令和 3 年 3月29日規則第41号	令和 5 年12月11日規則第51号

クリーニング業法施行細則を次のように制定する。

クリーニング業法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）及びクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成 2 年規則 2 号〕、一部改正〔平成12年規則19号〕

(申請書等の様式)

第2条 省令の規定に基づき知事に提出する次の各号の申請書等は、当該各号に定める様式によらなければならない。

(1) 省令第1条の3第1項の規定による開設の届出 様式第1号

(2) 省令第2条の2第1項、第2条の3第1項、第2条の4第1項又は第2条の5第1項の規定による承継の届出 様式第2号

全部改正〔昭和33年規則 2 号〕、一部改正〔昭和39年規則91号・58年45号・59年23号・平成 2 年 2 号・ 9 年20号・12年19号・13年19号・31年 4 号・令和 5 年51号〕

(クリーニング所開設検査確認済証)

第3条 知事は、法第5条の2の規定による検査の結果、その構造設備が法第3条第2項又は第3項の規定に適合するものであることを確認したときは、クリーニング所開設検査確認済証を交付するものとする。

全部改正〔昭和39年規則91号〕、一部改正〔昭和54年規則35号・59年23号・平成14年55号〕

(試験の公告)

第4条 法第7条の規定によるクリーニング師試験の施行期日、場所その他試験に関して必要な事項は、あらかじめ知事が定めて公告する。

一部改正〔昭和30年規則45号・33年2号・平成14年55号〕

(書類の経由)

第5条 省令の規定に基づき知事に提出する書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。

一部改正〔昭和33年規則2号・54年35号・59年23号・平成2年2号・11年26号・12年19号・14年55号〕

附 則

- 1 この細則は、公布の日から施行する。
- 2 クリーニング業法施行規則（昭和25年長野県規則第93号）は、廃止する。
- 3 この細則施行の際現に従前の規定により申請届出等の手続中のものについては、この細則によつてなされたものとみなす。

附 則（昭和29年4月12日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和30年12月8日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年1月23日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に従前の規定に基づいて申請中又は届出中のものにあつては、なお、従前の例による。

附 則（昭和33年1月16日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に申請又は届出した申請書又は届書については、この規則の規定により提出された申請書又は届書とみなす。

附 則（昭和35年4月1日規則第15号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて交付されている証票、許可証等は、当分の間、この規則による改正後の規則の規定に基づいて交付された証票、許可証等とみなす。
- 3 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 4 この規則施行前にこの規則による改正前の規則に基づいて調製した簿冊及び用紙は、この規則施行後においても、当分の間、使用することができる。

附 則（昭和35年6月16日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年10月8日規則第91号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、昭和39年10月13日から施行する。

(経過処置)

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて提出されている届書は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された届書とみなす。

(事務処理規則の一部改正)

3 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（昭和41年8月15日規則第46号）

(施行期日)

この規則は、昭和41年8月16日から施行する。（後略）

附 則（昭和51年9月13日規則第36号）

(施行期日)

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和54年10月1日規則第35号）

この規則は、昭和54年10月11日から施行する。（後略）

附 則（昭和58年3月28日規則第15号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月28日規則第45号）

この規則は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日規則第32号）

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。（後略）

附 則（昭和61年3月17日規則第3号抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月27日規則第6号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成2年3月15日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日規則第21号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成7年3月30日規則第16号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成9年3月31日規則第20号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第7号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成11年3月31日規則第26号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第19号）

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過処置)

2 平成12年4月1日前においてこの規則による廃止前及び改正前のそれぞれの規則の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月29日規則第19号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月26日規則第55号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成17年2月28日規則第4号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

（経過措置）

2 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）第53条第8項（同法第89条第3項及び同法以外の法令において準用する場合を含む。）の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、次の各号に掲げる規則の規定に規定する登記事項証明書とみなす。

（1）（略）

（2）第2条の規定による改正後の同条各号に掲げる規則の規定（後略）

（3）から（5）まで （略）

附 則（平成31年3月11日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月14日規則第61号）

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第41号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月11日規則第51号）

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

W（様式第1号）（第2条関係）

ク リ ー ニ ン グ 所 開 設 届

年 月 日

長野県知事 殿

氏 名

(法人の場合は、その名称及び代表者名)

下記のとおり、クリーニング所を開設します。

記

クリーニング所の名称						
所在地		電話 ()				
開設予定日 年 月 日		年 月 日		構造設備の検査希望年月日		年 月 日
営 業 者	氏 名 (名称)				年 月 日生	
	免許登録番号	第 号	交付年月日		年 月 日	
	本籍地 (都道府県名)					
	住 所	電話 ()				
管 理 人	氏 名 生年月日				年 月 日生	
	免許登録番号	第 号	交付年月日		年 月 日	
	本籍地 (都道府県名)					
	住 所	電話 ()				
ク リ ー ニ	氏 名	生年月日	本 籍 地 (都道府県名)	住 所	免許登録番号	

ン グ 師					
従 業 者 数					
省令第1条の3第1項第8号の該当事項					
省令第1条の3第1項第9号の該当事項					
使 用 水		水 道 井 戸			
ク リ ー ン グ 所 の 構 造 及 び 設 備 の 概 況	敷 地		平方メートル		
	面 積	洗 い 場	〃		
		仕 上 場	〃		
		乾 燥 場	〃		
		そ の 他	〃		
	機 械 設 備	洗 濯 機			
		脱 水 機			
		乾 燥 機			
		そ の 他			

(備考) 法人の場合にあつては、営業者欄には法人の名称及び住所だけ記入すること。

- (添付書類)
- 1 営業者が法人の場合は、登記事項証明書
 - 2 クリーニング所の平面図（設備の配置及び寸法を明示すること。）
及び付近の見取図
 - 3 法第4条に規定するクリーニング所を開設しようとする者にあつては、クリーニング師免許証の写し
 - 4 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

全部改正〔昭和39年規則91号〕、一部改正〔昭和59年規則23号・平成2年2号・11年26号・31年4号・令和2年61号・3年41号・5年51号〕

W (様式第2号) (第2条関係)

(譲渡の場合)

ク リ ー ニ ン グ 所 承 継 届

年 月 日

長野県知事 殿

住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

電話 ()

氏名 (法人の場合は、その名称及び代表者名)

年 月 日生 (法人の場合を除く。)

下記のとおり、クリーニング所について営業者の地位を承継しました。

記

- 1 営業を譲渡した者の住所及び氏名 (法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者名)
- 2 譲渡の年月日
- 3 クリーニング所の名称及び所在地
- 4 クリーニング所開設検査確認済証の交付年月日及び番号

(添付書類) 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類

2 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

(相続、合併又は分割の場合)

ク リ ー ニ ン グ 所 承 継 届

年 月 日

長野県知事 殿

住所（合併又は分割による場合にあつては、法人の主たる事務所の所在地）

電話（ ）

氏名（合併又は分割による場合にあつては、法人の名称及び代表者名）

年 月 日生 被相続人との続柄

（合併又は分割による場合を除く。）

下記のとおり、クリーニング所について営業者の地位を承継しました。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名（合併又は分割による場合にあつては、合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名）
- 2 相続開始の年月日（合併又は分割による場合にあつては、合併又は分割の年月日）
- 3 クリーニング所の名称及び所在地
- 4 クリーニング所開設検査確認済証の交付年月日及び番号

(添付書類) 1 相続による場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書

2 合併による場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

3 分割による場合にあつては、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

全部改正〔令和5年規則51号〕